

# いじめ防止基本方針

～令和4年度～



いじめは、  
しない  
させない  
見逃さない

光輝学園つくば市立松代小学校

## 1 未然防止のための取り組み

### ○学級経営の充実

- ・ 教師の受容的、共感的態度 児童一人一人のよさの発揮 互いを認め合う学級づくり
- ・ 児童の自発的、自治的活動の保障
- ・ 規律と活気のある学級集団づくり
- ・ 時と場に応じた正しい言葉遣いができる集団
- ・ 人権意識に欠けた言葉遣いへの指導 「キモイ」「ウザイ」「死ね」など

### ○授業中における生徒指導の充実

- ・ 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくり
- ・ 「互いの考えを伝え合う楽しい授業」「わかる授業」の展開
- ・ 児童がお互いの学びを交流して「豊かな表現力」を育む授業の工夫

### ○道徳の学習

- ・ いじめを題材とした授業を位置づけた指導計画作成
- ・ いじめを許さない心情を深める授業の工夫
- ・ 人権意識の高揚
- ・ 小中一貫教育における共通教材「他人とのかかわり」「生命尊重」の授業実践

### ○学級活動の学習

- ・ いじめの未然防止や解決の手だてについての話し合い活動
- ・ いじめにつながる学級の諸問題の解決
- ・ ソーシャルスキル(相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル)等の訓練、構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムの実施
- ・ 学級内の人間関係づくりとコミュニケーションの活性化

### ○学校行事

- ・ 児童が主体となった達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事の企画運営

### ○児童会活動

- ・ 児童自身によるいじめの予防と解決に向けた、「自己肯定感」を育てる取り組み
- ・ 児童会主体のハートウォーミングフォーラムの企画運営、学園小中学校での連携

### ○家庭や地域との連携

- ・ いじめ防止対策推進法施行の周知
- ・ いじめの背景の共通理解(学校、家庭、地域社会にある様々な要因)
- ・ 家庭教育学級等の活用と積極的連携

## 2 早期発見のための取り組み

### ○複数の教員の目による日常の交流を通したいじめ発見・防止

- ・ 多くの教師による様々な教育活動を通した生徒への関わりの確保
- ・ 休み時間、放課後の計画的な校内巡回
- ・ スクールカウンセラーによる積極的な学級訪問、授業参観

### ○アンケート等の計画的調査の実施

- ・ 「学校生活アンケート」、「いじめに関するアンケート」の定期的実施
- ・ 職員への「いじめの早期発見のためのチェックリスト」の定期的実施
- ・ スクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言(記述内容の分析など)

### ○教育相談による把握

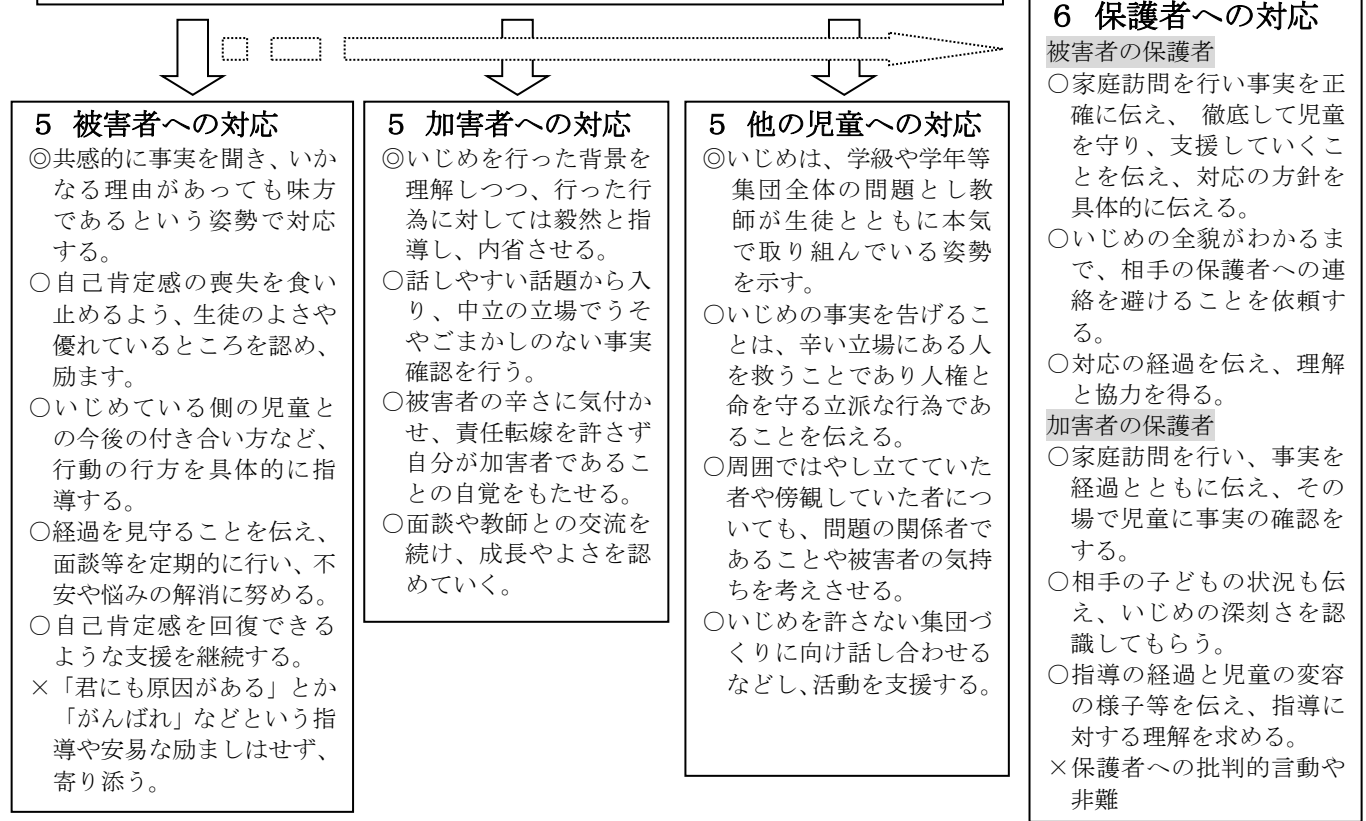
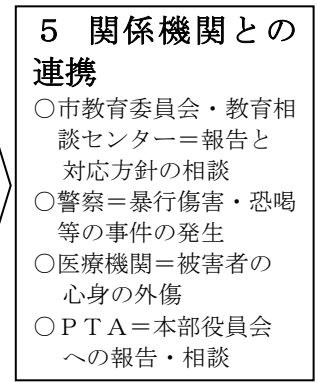
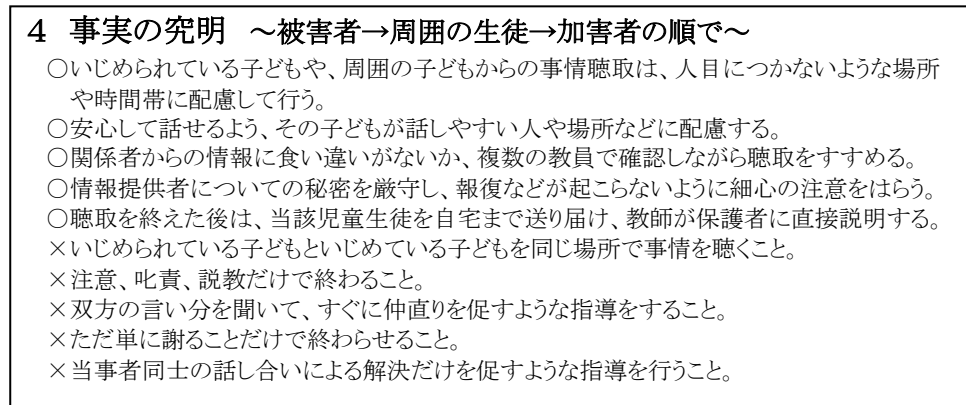
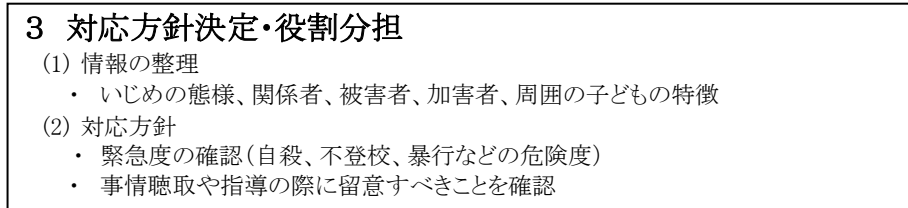
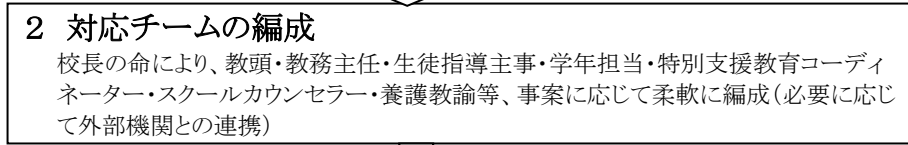
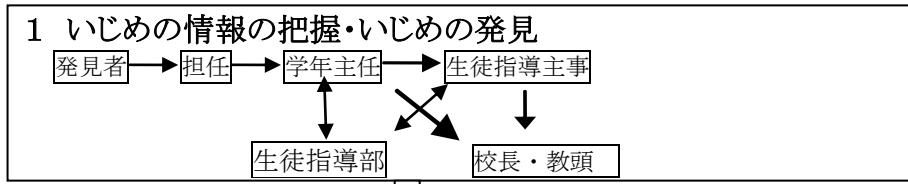
- ・ 担任による定期的な面談の実施
- ・ 児童の希望相談、要相談と思われる場合への担任以外の職員による相談体制の確立・周知(生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー等)
- ・ 生徒指導主事による面談体制の整備とスクールカウンセラー等からの助言の集約

### ○保護者や地域からの情報提供の場

- ・ 学校のいじめに対する考えや取り組みの発信と協力依頼
- ・ 家庭や地域からの情報提供への誠意ある対応と早期解決に向けた詳細な情報収集

### ○丁寧な記録

### 3 問題への対応(いじめ発見から解決までの取り組み)



## 4 いじめ防止対策組織と年間計画

### ○ いじめ防止対策委員会の実施

- ・ 月一回行う生徒指導部会での報告を元に適宜実施する。
- ・ 基本的に校長、教頭、教務主任、担当学年、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等で構成する。職員以外からは必要に応じて学校評議員、父母と教師の会、民生委員児童委員、相談センター相談員、児童相談所員に依頼する。
- ・ 生徒指導部会や学年会での話し合いをもとに、いじめについての実態、取り組みについて協議する。学校評議員会や民生委員児童委員との懇談の場も活用し、情報提供していく。
- ・ 緊急の対応が必要な場合は、校長の命により臨時的に開く。

### ○ いじめ問題担当教員の設置と業務

- ・ 生徒指導主事がいじめ問題担当教員となり、経営的視点をもっていじめ対策を推進する。
- ・ いじめ対策の全体計画や対応マニュアル等を立案する。
- ・ いじめ防止対策委員会の運営と会議結果の全職員へ周知を行う。
- ・ いじめ問題に関する校内研修を推進する。
- ・ 個々の事例に関わる教職員への相談や助言、スクールカウンセラーやスクールサポーター、スクールソーシャルワーカー、外部機関との連絡調整を行う。
- ・ いじめ指導に関わる記録の集積と引継ぎを行う。
- ・ 中学校との情報交換を定期的に行う。

いじめ防止対策委員会	
校内	学校外
校長 教頭 教務主任 担当学年 生徒指導主事 養護教諭 特別支援教育コーディネーター スクールカウンセラー	学校評議員 父母と教師の会 会長 民生児童委員 相談センター相談員 児童相談所員 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

### ○ 教職員の意識向上のための校内研修の実施

- ・ 校内研修を計画的に実施し、いじめ問題への対応について、見識と共通理解を深める。

### いじめに関する共通理解事項

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」である。（文部科学省）

いじめの認知は、いじめの  
解消に向けた第一歩

認知件数が多いことは悪いことではなく、いじめ問題に対する意識の高さの表れと考え、件数が多い少ないではなく、認知した事案を、どれだけ、どのように解決したかが大切。

<積極的認知>

#### 《いじめ問題の対応に必要な教師の姿勢》

- ・ いじめ問題には必ず組織で対応する。
- ・ いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないという認識に立って子どもや保護者からの通報、他の教職員から情報に真摯に対応する。
- ・ 自分が担当する学級、授業等を常にオープンにして、多くの教師や保護者等の目に触れるようにしておく。

#### 《いじめと犯罪の関係についての認識》

- ・ いじめは、当事者間の状況によっては、司法機関と連携し、犯罪（暴行、傷害、脅迫、恐喝、侮辱、名誉棄損罪）として対応する場合もある。
- ・ 児童の行為が犯罪行為として認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。

◆いじめ防止対策年間計画◆

月	教職員の活動			児童生徒の活動		
	対策委員会	校内研修	教育相談等	学級活動	児童会活動	小中一貫教育
4	○全体計画の検討 ○生徒指導部会の実施	○生徒指導に関する共通理解 ○配慮を要する児童の情報共有	○家庭確認の実施 ○授業参観・懇談会の実施	○学級のルールや人間関係づくりのための活動 ○行事を通じた人間関係づくり	○児童集会（1年生を迎える会）で、1年生に学校生活の紹介	
5		○道徳授業研究年間計画の見直し ○第1回チーム支援会議		○学級での話し合い「学級の諸問題について考える」	○児童集会（当たり前前ことをパワーアップしよう集会）で学校生活の向上	
6		○スクールカウンセラーによる研修会 ○学校生活アンケート分析と活用	○学校生活アンケートの実施・相談	○ソーシャルスキルトレーニング及び構成的グループエンカウンターの実施	○児童集会（ラルカンシェル）でボランティア活動への参加呼びかけ	
7		○教育相談について	○教育相談①			
8		○ケース会議				
9		○フォーラムに向けて ○第2回チーム支援会議	○いじめに関するアンケートの実施 ○相談 ○授業参観・懇談会の実施	○学級での話し合い「学級の諸問題について考える」	○児童集会	○道徳の共通実践資料を、同時期に同価値に関する指導を行う。
10		○第3回チーム支援会議	○前期相談内容のまとめ	↓		
11	○学校評価を受けての対策の点検	○学校生活アンケート分析と活用 ○第4回チーム支援会議	○学校生活アンケートの実施・相談 ○教育相談②	○行事を通じた人間関係づくり	○児童集会	○ハートウォーミングプロジェクト
12					○児童集会	
1		○フォーラムに向けて ○第5回チーム支援会議	○いじめに関するアンケートの実施・相談		○児童集会	
2			○授業参観・懇談会の実施 ○教育相談③	○学級フォーラム	○児童集会	
3	○評価と次年度計画のまとめ	○評価と次年度の課題	○相談内容のまとめ	○フォーラム後の振り返り	○児童集会 ○反省と次年度計画	○評価と次年度計画